

## 「第4回福生まちなかアートフェスティバル ものづくり市」

### 出店条件と規約

#### I 出店の条件

自分が制作・作成した「手づくり」のオリジナル作品を本人が販売してください。但し、事前の参加申込とご住所や身分の証明が出来る方に限ります。

又、出店の規約や会場使用についてのルールをご理解の上、ご了承を頂いた方となります。

#### II 出店の規約

##### 1 次の出店は禁止とします。

- ① 家庭の不用品・贈答品等の販売。
- ② 手づくりではないもの・自作ではないものの販売。
- ③ 既製品・輸入品・仕入れ品・リサイクル品等の販売。
- ④ 社会通念上並びに法律に違反する作品の販売。

※著作権を侵害するものや、二次使用禁止の材料を使用した作品、「真似・類似・盗作」および「一部流用」により、他者（有名なブランド等）が既に販売している商品と区別がつきにくいもの等は販売できません。キャラクターやブランドの生地の使用にはご注意ください。

- ⑤ アダルト商品、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等の法律に違反する物品の販売。
- ⑥ 飲食品全般と医薬品、嗜好品等の販売。
- ⑦ 動物などの販売。

\* 上記に該当する商品を発見した場合は、商品の販売を中止していただきます。

\* その他、当施設の判断で、たとえイベント当日であっても販売を禁止する場合があります。

\* 手作り石鹸・化粧品等の販売は「化粧品製造業許可証」を当日提示出来る方のみ販売可能とします。

（事前に福生市民会館の了承を得ており、参加者がその場で制作を行なう、ワークショップ形式の出店を行なう場合は、参加者の自己責任となる旨を注意事項として必ずお知らせください。）

##### 2 会場での販売禁止事項

会期中の場内で、他の出店者から買った物を自分の出店場所で売るとは絶対に禁止します。もしもこの事実を発見、または連絡を受けた場合は、以後の出店を取消とし、ご退場していただきます。

##### 3 代理出店の禁止について

開催中は申込書に記載の出店メンバー本人が参加することとし、代理の出店は認めません。必ず、開催当日は申込書に記載の出店メンバーが出店をしてください。

##### 4 商品販売開始時間について

商品の販売は午前11時からです。それより前には販売しないで下さい。

##### 5 開催中の退場について

出店者が他に迷惑をかける行為と、当施設が認めた場合は即刻退場と致します。この場合、退場による払い戻しは致しません。

### Ⅲ 会場使用についてのルール

#### 1 テント、発電機、火気の使用禁止に関して

会場では、テント、火気の使用及び電源の使用は出来ません。

#### 2 出店場所の清掃義務について

出店場所とその周りは、出店者自身の清掃範囲となります。

必ず清掃をし、集めたゴミは各自持ち帰ってください。

また、ゴミや売れ残り品などを会場内に捨てることは厳禁です。

#### 3 貸出備品について

①1ブース（横 1.8m×奥行 1.5m）につき、下記の備品を貸出致します。出店申込時に必要数を申請してください。また足りない場合はご自身でお持ちこみください。

・長机（横 180 cm×奥行 45 cm×高さ 70 cm）×1本まで      ・パイプ椅子×2脚まで

②隣接するブースにご迷惑がかからない範囲であれば、飾りつけ、レイアウトは自由です。

その際に必要な文具類はご自身でご用意ください。

#### 4 車両について

市民会館敷地内に駐車用スペースはございません。

物品の搬入搬出時以外は五日市街道沿いの立体駐車場をご利用ください。

当日の物品の搬入搬出は大ホール搬入口からのみ可能です。

#### 5 会場内で音を出すことは出来ません。

開催中に音楽を流したり、楽器等の演奏は出来ません。

#### 6 開催中の事故における責任と係員の指示に関して。

①会場での盗難や万引き等は出店者自身の責任において処理し、当施設は一切その弁済責任を負いません。

②係員の指示には、必ず従って下さい。従わない場合は退場とさせていただきます。

#### 7 販売について

高額商品は出来るだけ販売しないようお願い致します。もしも販売する場合は出店者自身の連絡先のメモをお渡し下さい。その他購入後の保証や破損の対応などのトラブルおよびクレームには当施設では一切対応いたしません。

また、不良品のクレーム等があった場合は後日ご連絡させていただく場合があります。

#### 8 その他

出店に係る全ての責任は出店者が負うこととします。